**成果有体物移転契約書**

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「甲」という。）と、[ 受領研究者所属機関 ]（以下「乙」という。）は、甲に属する[ 提供研究者氏名 ]（提供研究者所属部局・職位）が管理・保有する[ 有体物の名称 ]（以下「本有体物」という。）を乙に属する[ 受領研究者氏名 ]（受領研究者所属部局・職位）以下「乙研究者」という。）に提供するにあたり、以下の通り契約を締結する。

（有体物の提供）

第１条　甲は乙に対し以下の通り本有体物を無償で提供する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 本有体物の名称 | 成果有体物の種類 | 数量 |
|  |  |  |

（費用の負担）

第２条　乙は、本有体物の引渡し、維持、及び返還に係る費用について、これを負担するものとする。

（使用目的）

第３条　乙は、本有体物を以下の使用目的においてのみ使用することができる。

使用目的：〇〇〇〇の検討

２　乙は、本有体物を営利目的又は臨床目的に使用してはならない。

（使用者・使用場所）

第４条　本有体物は、前条記載の使用目的に係る研究を行う乙研究者及び乙研究者の研究室に所属する研究者に限り、且つ乙の施設においてのみ、使用することができる。ただし、乙は、事前に書面により甲の承諾を得て、当該使用者及び使用場所を変更することができる。

（財産権）

第５条　本契約に明示して定める場合を除いて、本有体物、又は本有体物から得られた研究成果有体物（子孫・増殖物を含む）若しくは本有体物に変更を加えることにより得られた研究成果有体物であって、本有体物の本質的部分を変更しない研究成果有体物に関し、甲に帰属する所有権、知的財産権、その他一切の権利についての移転及び許諾を伴うものではない。

（改変）

第６条　乙は、本有体物の改変を行おうとする時は、事前に書面による甲の承諾を得るものとし、創出される改変物の取扱いについて、別途取り決めを行うこととする。

（成果の取扱い）

第７条　乙が本有体物を使用して得られた実験データ等の研究成果（知的財産権に係るものを除く）（以下「本研究成果」という。）は、乙に帰属するものとする。ただし、本研究成果について、乙は、甲に対し、適切に報告をするものとする。

２　乙は、本有体物に関連し、発明等の知的財産権の創出を行ったときには、遅滞なく甲に対しこれを通知するものとし、協議により、各人の寄与度に応じてその取扱いを決することとする。

（本有体物を使用して得られた成果の公表）

第８条　乙は、本研究成果を、学会発表、論文等として公表するときは、事前に当該公表の時期及び内容について甲と協議の上、承諾を得てこれを行うものとする。なお、当該成果を甲乙共同で公表する場合は、その取扱いについて協議の上決定する。

２　前項の公表に際し、乙は、本有体物が甲より提供を受けたものであることを適切に明記するものとする。

（秘密の保持）

第９条　乙は、本有体物の提供に際し甲より開示された、本有体物に関する情報を含む甲の技術上の情報を秘密として保持し、甲の事前の承諾なく、第三者に開示・漏洩してはならない。また甲は、第7条に基づき乙から開示された本研究成果及び知的財産権に係る情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。

２　前項に定める秘密保持義務は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。

（１）開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

（２）開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

（３）開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

（４）正当な権原を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

（５）相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報

（６）秘密保持の対象から除外することにつき、書面により相手方の同意を得たもの

（契約終了後の有体物取扱い）

第１０条　本有体物の使用が終了したとき又は本契約が終了したときは、乙は本有体物の残存物について、速やかにこれを返還か、又は甲の指示に従って処分するものとする。ただし、残存物が認められない場合はこの限りでない。

（権利義務の移転の禁止）

第１１条　甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位を第三者に移転してはならない。

（解約）

第１２条　甲及び乙は、甲乙いずれの責めにも帰さない事由により、本有体物の提供の継続が困難であると判断した場合には、書面により、相手方に本有体物の提供の中止を申し入れることができる。この場合において、当該申入れを行った当事者は、損害賠償の責めを負わないものとする。

（解除）

第１３条　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後３０日以内に是正されないときには、本契約を解除することができる。

（１）相手方が本契約に違反したとき

（２）相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為を行ったとき

（損害賠償）

第１４条　甲及び乙は、前条に掲げる事由によって、若しくは故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えた場合には、当該損害を賠償しなければならない。

２　前項にかかわらず、本有体物の使用により生じた一切の損害について、乙は甲を免責するものとする。

３　甲は、本有体物の使用に関し、特定の目的への適合性、第三者の知的財産権の侵害の有無の他、いかなる保証も行わないものとする。

（有効期間）

第１５条　本契約の契約期間は、本契約締結日から第３条に記載する使用目的が達成されるまでとし、当該期間は甲乙協議の上、書面により延長又は短縮をすることができる。

（存続条項）

第１６条　前条の規定にかかわらず、第７条乃至第９条、第１４条の規定は、当該事項が消滅するまで、本契約の期間満了後も有効に存続するものとする。

（協議）

第１７条　本契約に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、書面によりこれを定めることとする。

（裁判管轄）

第１８条　本契約に関し紛争が生じた場合には、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ各１通を保管するものとする。

　　年　　月　　日

山口県山陽小野田市大学通一丁目１番１号

甲：公立大学法人山陽小野田市立山口

東京理科大学

理事長　　　　　　　　㊞

（甲の提供研究者）

所属

職位　　　氏名

住所

乙：受領機関

契約責任者氏名　　　　㊞

（乙の受領研究者）

所属

職位　　　氏名